

千葉県内水面漁場管理委員会

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 千葉県内水面漁場管理委員会について…………… | 1 |
| | (1) 法律上の位置づけ | |
| | (2) 権限と機能 | |
| | (3) 委員の構成 | |
| | (4) 委員の任期 | |
| | (5) 委員の制限等 | |
| | (6) 会議の運営 | |
| | (7) 前期の実績・今後の予定 | |
| 2 | 千葉県の内水面漁業（漁業制度）について…………… | 5 |
| | (1) 内水面漁業 | |
| | (2) 内水面漁業権と委員会との関わり | |
| | (3) 内水面の漁業許可等と委員会との関わり | |
| 3 | 千葉県の内水面漁業の課題と県の取組について…………… | 10 |
| | (1) 内水面漁業の課題 | |
| | (2) 県の取組 | |

参考資料（別添）

- 1 千葉県内水面漁場管理委員会概要（令和5年9月）
- 2 千葉県内水面漁場管理委員会関係規程集
- 3 千葉県漁業調整規則
- 4 千葉県における漁業権の概要
- 5 千葉県内水面漁業振興計画
- 6 千葉県水産ハンドブック

令和6年12月20日

千葉県農林水産部水産局水産課
千葉県農林水産部水産局漁業資源課
千葉県内水面漁場管理委員会事務局

1 千葉県内水面漁場管理委員会について

(1) 法律上の位置づけ

内水面漁場管理委員会は、漁業法及び地方自治法に基づき都道府県に設置された行政委員会であり、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理しています。

【漁業法（以下「法」という。）第171条】

都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。（略）

2 （略）

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 （略）

【地方自治法180条の5】

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一～四 （略）

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

一～四 （略）

五 内水面漁場管理委員会

(2) 権限と機能

①諮問事項：法等に基づく知事からの諮問事項等を審議し、答申等を行います。
（漁業権に関すること全般、遊漁規則の認可、漁業調整規則の制定・変更、漁業許可の制限措置、採捕許可の有効期間等）

②決定事項：決定機関として漁業調整上必要な裁定、指示等を行います。
（入漁権の設定等の裁定、委員会指示（目標増殖量に関する指示））

③建議事項：知事に対し、漁業調整上必要な建議を行います。
（漁業権への条件付与、委員会指示の裏付命令）

(3) 委員の構成（法第172条）

定数 10名

【内訳】

| | |
|------------------------------------------|----|
| 漁業者代表委員（漁業を営む者を代表すると認められる者） | 4名 |
| 遊漁者代表委員（水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を代表すると認められる者） | 2名 |
| 学識経験委員（学識経験がある者） | 4名 |

(4) 委員の任期（法第173条で準用する第143条）

4年（第22期委員 令和6年12月1日～令和10年11月30日）

(5) 委員の制限等

①兼職の禁止（法第173条で準用する第140条）

委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができません。

②委員の辞任（法第173条で準用する第141条）

委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び内水面漁場管理委員会の同意を得て辞任することができます。

③委員の失職（法第173条で準用する第142条）

委員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その職を失います。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

④補欠委員の任期（法第173条で準用する第143条第2項）

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間です。

⑤委員の罷免（法第173条で準用する第144条第1項）

都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを罷免することができます。

(6) 会議の運営

①会長（法第173条で準用する第137条第2項）

会長は委員が互選します。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任します。

②会長代理（法施行令第13条第2項）

会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理します。

③会議の成立・議決（法第173条で準用する第145条第1項・第2項）

定員の過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができません。

議事は、出席委員の過半数で決めます。可否同数のときは、会長の決するところによります。

④会議の公開・議事録の公表（法第173条で準用する第145条第3項・第4項）

会議は公開します。

会長は、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。

⑤議事出席の制限（法第173条で準用する第146条）

委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができません。ただし、内水面漁場管理委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができます。

⑥その他

千葉県内水面漁場管理委員会会議規程を参照

(7) 前期の実績・今後の予定

①第21期内水面漁場管理委員会活動の実績（R2/12～R6/11）

| 年度 | 委員会 | | 全国連合会 | 委員研修 | 備考 |
|----|-----|-----|-------|------|----|
| | 回数 | 議案数 | | | |
| 2 | 1 | 2 | | | |
| 3 | 4 | 10 | 2（書面） | | |
| 4 | 5 | 23 | 2（書面） | | |
| 5 | 4 | 14 | 2 | | |
| 6 | 4 | 7 | 2 | | |
| 計 | 18 | 56 | 8 | | |

②令和6年度開催実績及び令和7年度開催予定

次ページを参照

【令和6年度開催実績・令和7年度開催予定】

(令和6年12月20日現在)

| | 千葉県内水面漁場管理委員会 | 全国内水面漁場管理委員会連合会 |
|------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| R6年度 4月 | ・第15回委員会 第5種共同漁業権目標増殖量指示 行政文書規程の一部改正 | |
| 5月 | | |
| 6月 | | ・全内漁管連 通常総会（東京） |
| 7月 | ・第16回委員会 しじみ船びき網許可方針（諮・協） うなぎ稚魚漁業許可方針（諮・協） | |
| 8月 | | |
| 9月 | ・第17回委員会 東日本ブロック協議会提出議題 | |
| 10月 | ・第18回委員会（21期最終） 資源管理の状況等（報） | ・全内漁管連 研修会（東京） ・全内漁管連東日本ブロック協議会 （山形） |
| 11月 | | |
| 12月 | ・第1回委員会（22期） 会長・会長代理選出 漁業調整規則改正（諮） | |
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | ・全内漁管連役員会（東京） |
| R7年度 4月 | ・第2回委員会 第5種共同漁業権目標増殖量指示 | |
| 5月 | | |
| 6月 | ・第3回委員会 水産動植物の採捕（諮・協） | ・全内漁管連 通常総会（東京） |
| 7月 | ・第4回委員会 しじみ船びき網許可方針（諮・協） うなぎ稚魚漁業許可方針（諮・協） | |
| 8月 | | |
| 9月 | ・第5回委員会 東日本ブロック協議会提出議題 | |
| 10月 | | ・全内漁管連 研修会（東京） |
| 11月 | | ・全内漁管連東日本ブロック協議会 （千葉） |
| 12月 | | |
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |

2 千葉県の内水面漁業（漁業制度）について

(1) 内水面漁業

①各地域で行われている漁業等

別添の「千葉県の内水面漁業・遊漁」を参照

②漁業権・採捕許可との関係

内水面における採捕は、漁業権や採捕許可等に基づいて行われています。

なお、養殖用種苗のシラスウナギの採捕については、漁業の許可に基づいて行われています。

ア 漁業権（法第69条ほか）

漁業権とは、一定の水面において排他的に一定の漁業を営むことができる権利であって、知事によって免許されます。

| 漁業の種類 | | 件数 | 主な漁業の名称 | 存続期間 | 備考 |
|-------|-----|-----|--------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------------|
| 共同 | 第1種 | 3件 | しじみ、餌むし、かき等 | 10年 | ・漁業権の内容となっている魚種の増殖が義務付けられている。（法第168条） ・遊漁規則を定めることができる。（法第170条） |
| | 第5種 | 14件 | あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、にじます、わかさぎ、もつご等 | | |
| 区画 | 第1種 | 4件 | あおのり養殖 | 5年 | |

※東京都知事が免許している江戸川の共同漁業権を含む。

イ 漁業許可（法第57条第1項、千葉県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第4条第1項20号）

漁業の許可は、一般的に禁止された漁業を特定の者に対してその禁止を解除して、これを営む自由を得させる行為です。養殖用種苗のシラスウナギは、「うなぎ稚魚漁業」として知事の許可を受けなければ採捕できなくなりました（令和5年12月から）。

ウ 採捕許可（調整規則第33条）

漁業権等に基づいて行われるもの以外の採捕に関する制度です。

（投網、刺し網、ひき網、地びき網、四手網ほか ※詳細は後述）

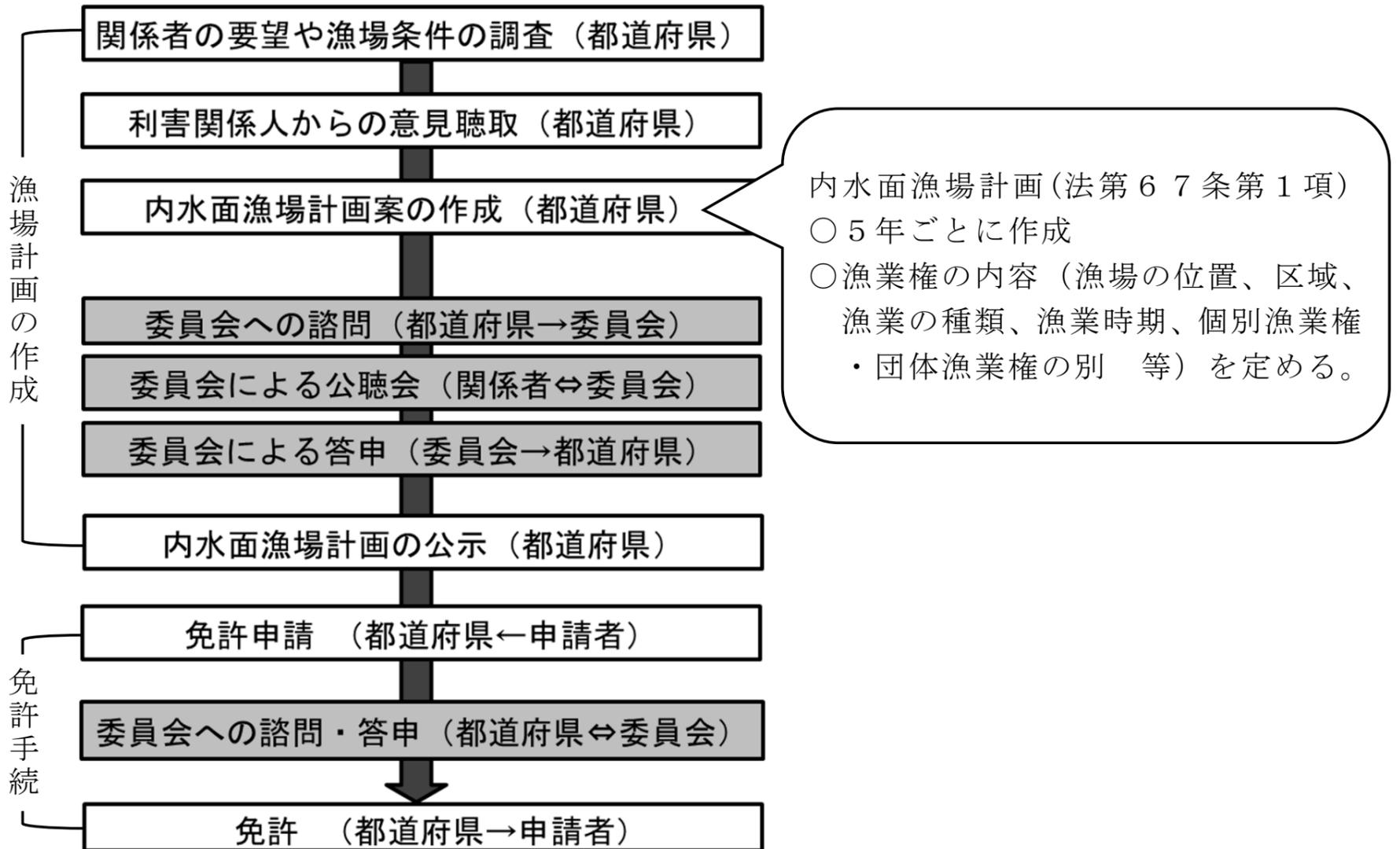
エ その他

前述のア、イ、ウいずれにも含まれないもの

（手釣、竿釣、たも網、方2m未満の四手網等）

(2) 内水面漁業権と委員会との関わり

① 漁場計画の作成～免許まで



② 免許後の漁場の活用 (法第74条)

漁業権者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

資源管理の状況等の報告 (法第90条)

- 漁業権者は、漁業権の内容たる漁場における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に1年に1回以上報告
- 都道府県はその内容を委員会に報告

指導・勧告 (法第91条)

- 適切・有効に漁場が活用されていない場合は都道府県から当該漁業権者に対し、指導・勧告を行う。
- 指導・勧告をしようとするときは、都道府県知事は、委員会の意見を聴く。

③委員会指示（法第120条）

委員会は、水産動植物の繁殖保護や漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕の制限又は禁止等に係る指示をすることができます。

本県の委員会においては、審議した上で、「第5種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び増殖すべき量等」の委員会指示を毎年度発出しています。

（3）内水面の漁業許可等と委員会との関わり

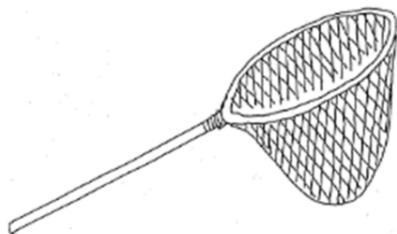
規則に基づく、水産動植物の採捕の許可にあたっては、内水面漁場管理委員会に諮問・協議を行い、許可の基準・採捕区域・採捕期間・許可の有効期間・許可の申請・条件・採捕結果報告書の徴求などについて許可方針又は採捕許可方針を定めています。

① うなぎ稚魚漁業許可

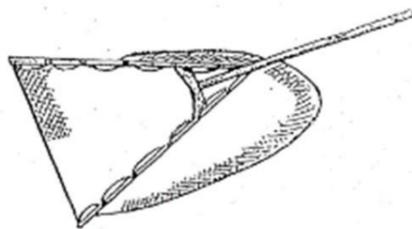
シラスウナギは、悪質な密漁の対象となる恐れが大きいとして、漁業法に規定される特定水産動植物に指定され、それまで特別採捕許可に基づき採捕されていたものが、令和5年12月1日からうなぎ稚魚漁業として知事許可漁業に移行されました。当該許可は、制限措置を定め、1年毎に更新されています。

（令和5年度実績）

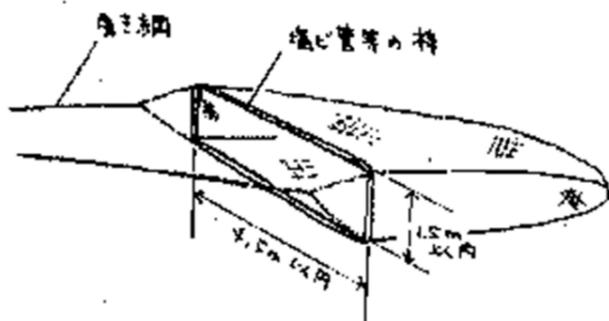
| 漁法 | すくい網 | ふくろ網 | かぐら網 | ひき網 | 合計 |
|------|--------|------|------|-----|--------|
| 許可件数 | 1, 269 | 11 | 50 | 4 | 1, 334 |



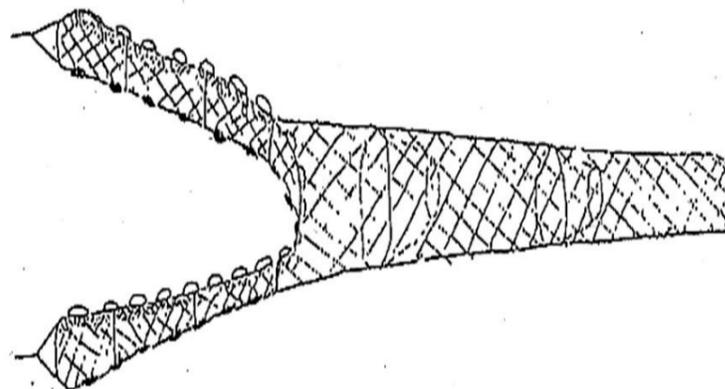
すくい網（たも網）



すくい網（さで網）



ひき網



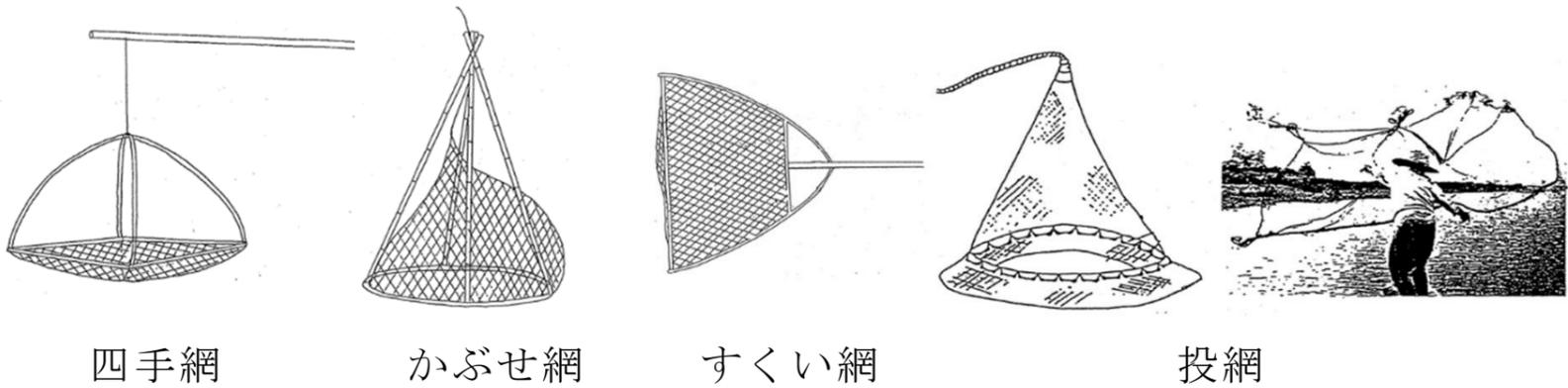
ふくろ網（利根川での俗称：かぐら網）

② 採捕許可（許可件数は令和6年11月30日現在）

調整規則第33条で許可が必要な漁具又は漁法が規定されており、以下のとおり6種類の許可方針が定められています。

ア 内水面水産動植物採捕許可（有効期間：3年、R7.7.31まで）

| 漁法 | 四手網 | かぶせ網 | 投網 | すくい網 | 計 |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| 許可件数 | 3 | 0 | 132 | 0 | 135 |



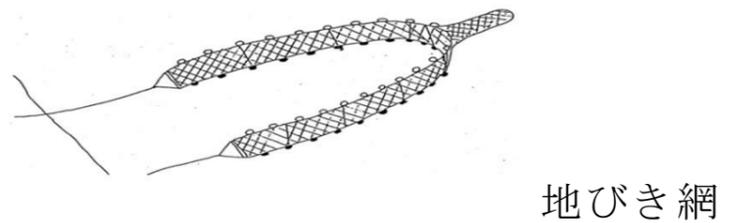
イ うなぎ鎌による採捕許可（有効期間：3年、R7.7.31まで）

許可件数：28



ウ 地びき網による採捕許可（有効期間：3年、R7.7.31まで）

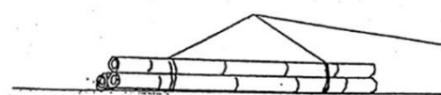
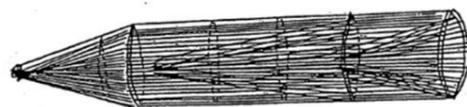
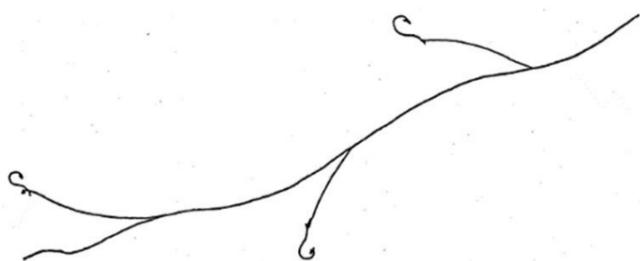
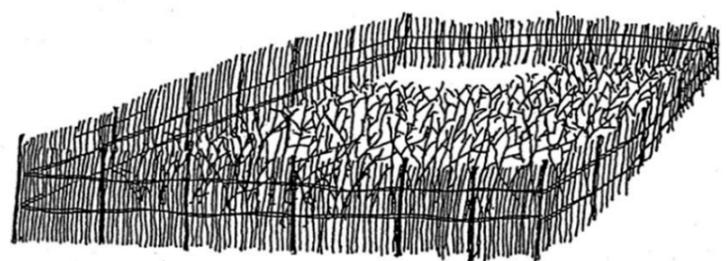
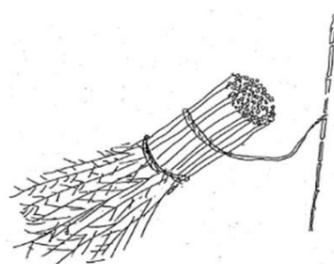
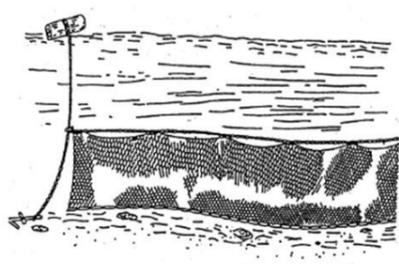
許可件数：6



エ 刺し網、柴漬、おだ、せん及びはえ縄による採捕許可

（有効期間：3年、R7.7.31まで）

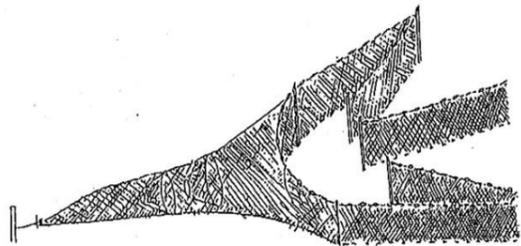
| 漁法 | 刺し網 | 柴漬 | おだ | せん | はえ縄 | 計 |
|------|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 許可件数 | 67 | 19 | 0 | 322 | 34 | 442 |



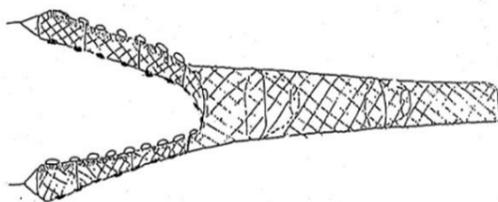
オ 張網、ふくろ網及び建干網による採捕許可

(有効期間：3年、R7.7.31まで)

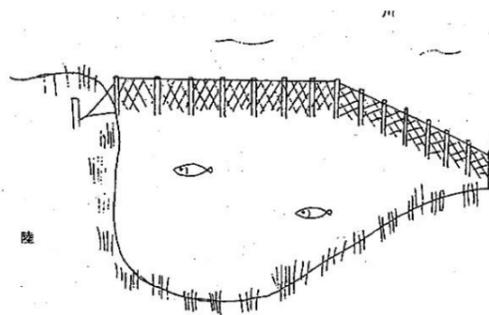
| 漁法 | 張網 | ふくろ網 | 建干網 | 計 |
|------|----|------|-----|----|
| 許可件数 | 5 | 46 | 0 | 51 |



はり網



ふくろ網

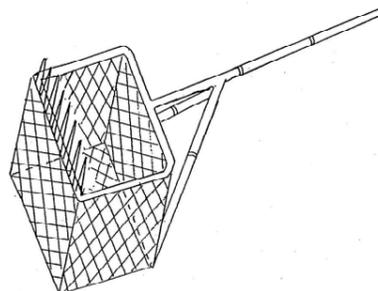
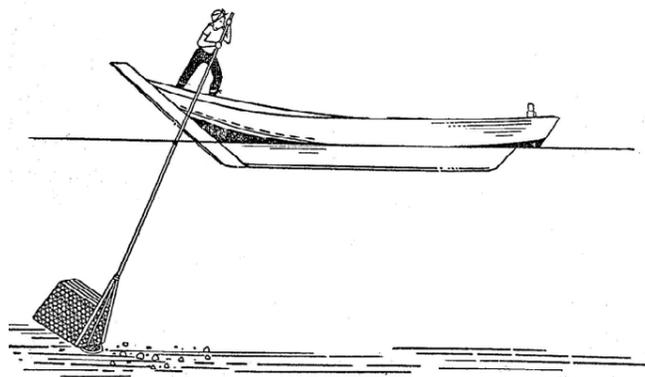


建干網

カ ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可

(有効期間：1年、R7.8.31まで)

許可件数：12



かご部分拡大

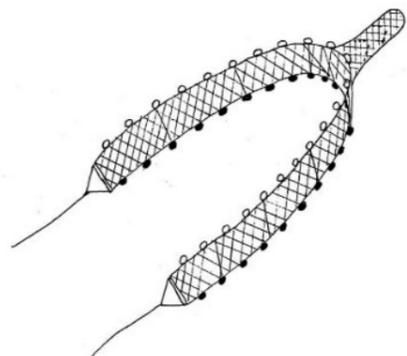
③ 特別採捕許可（許可件数は令和6年11月30日現在）

増養殖用の種苗の供給のため調整規則第48条に基づき、同規則第37条の解除を行い、水産動植物の採捕を許可するもので、あゆ・たねしじみ等に関して1種類の特別採捕許可方針が定められています。

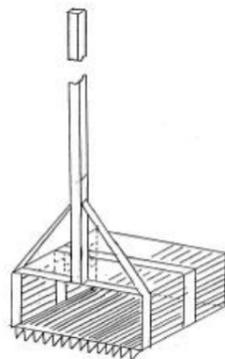
ア 千葉県内水面増殖用種苗特別採捕許可（有効期間：原則1年以内）

| 種類 | あゆ | | | | たねしじみ | 計 |
|------|----|------|-----|------|-------|---|
| | 張網 | ふくろ網 | 四手網 | 船びき網 | しじみかき | |
| 許可件数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |

※張網、ふくろ網、四手網については前出と同様



船びき網

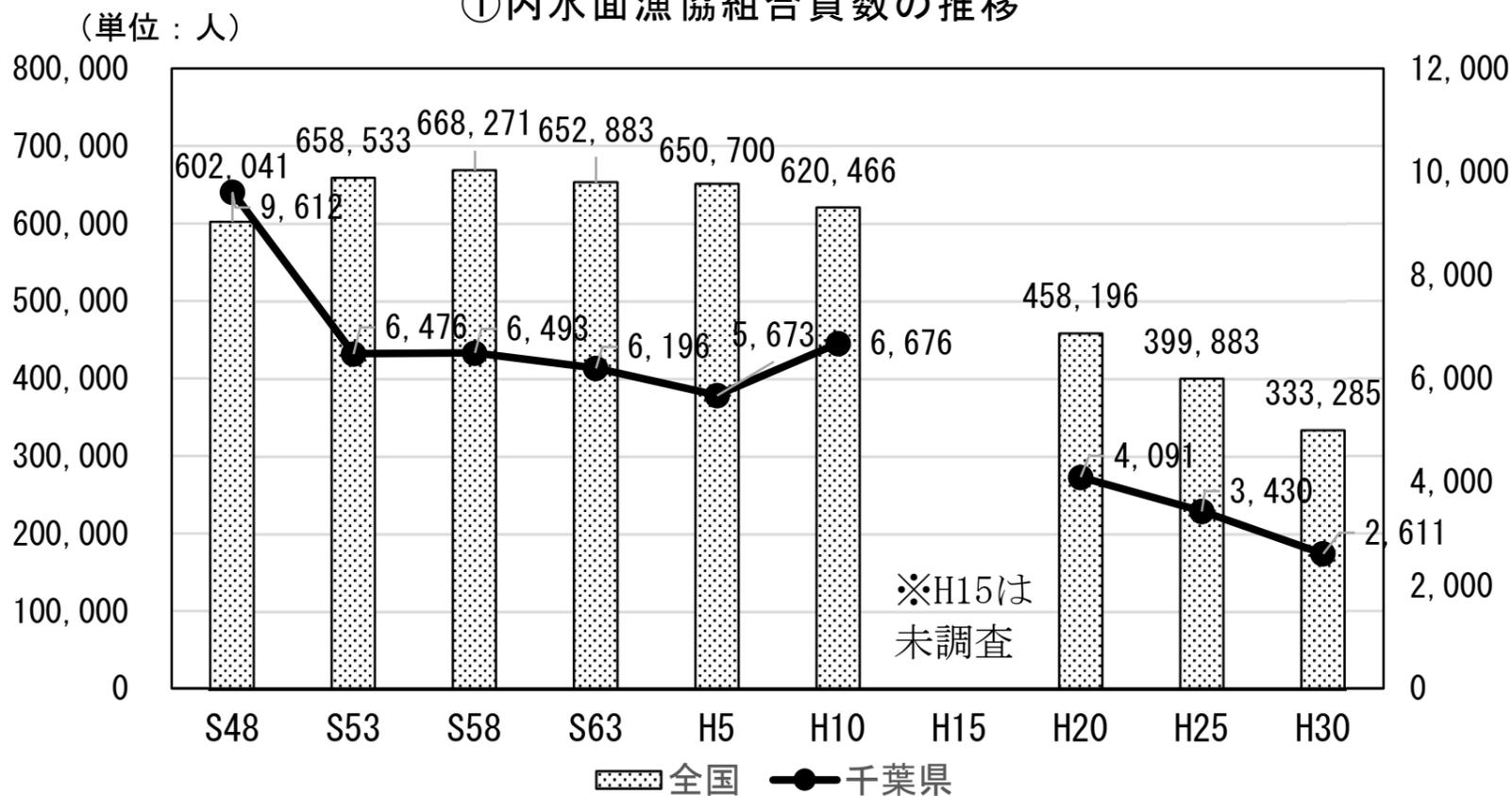


しじみかき

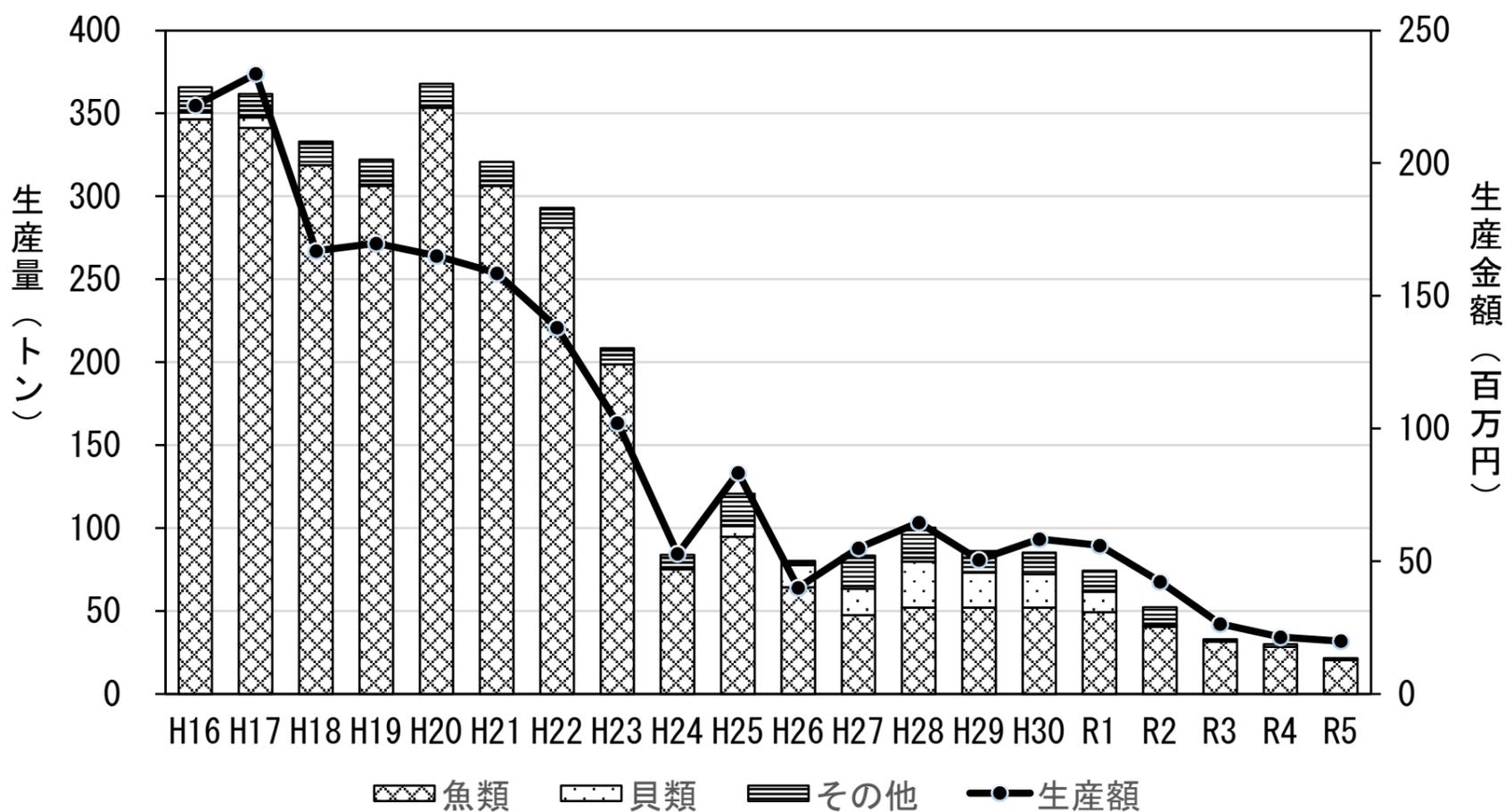
3 千葉県の内水面漁業の課題と県の取組について

(1) 内水面漁業の課題

①内水面漁協組合員数の推移



②内水面漁業の生産量及び生産金額の推移



③アオノリ生産枚数の推移

(単位：千枚)

| | H20 | H25 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|------|-----|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| アオノリ | 328 | 187 | 166 | 17 | 60 | 118 | 4 | 13 |

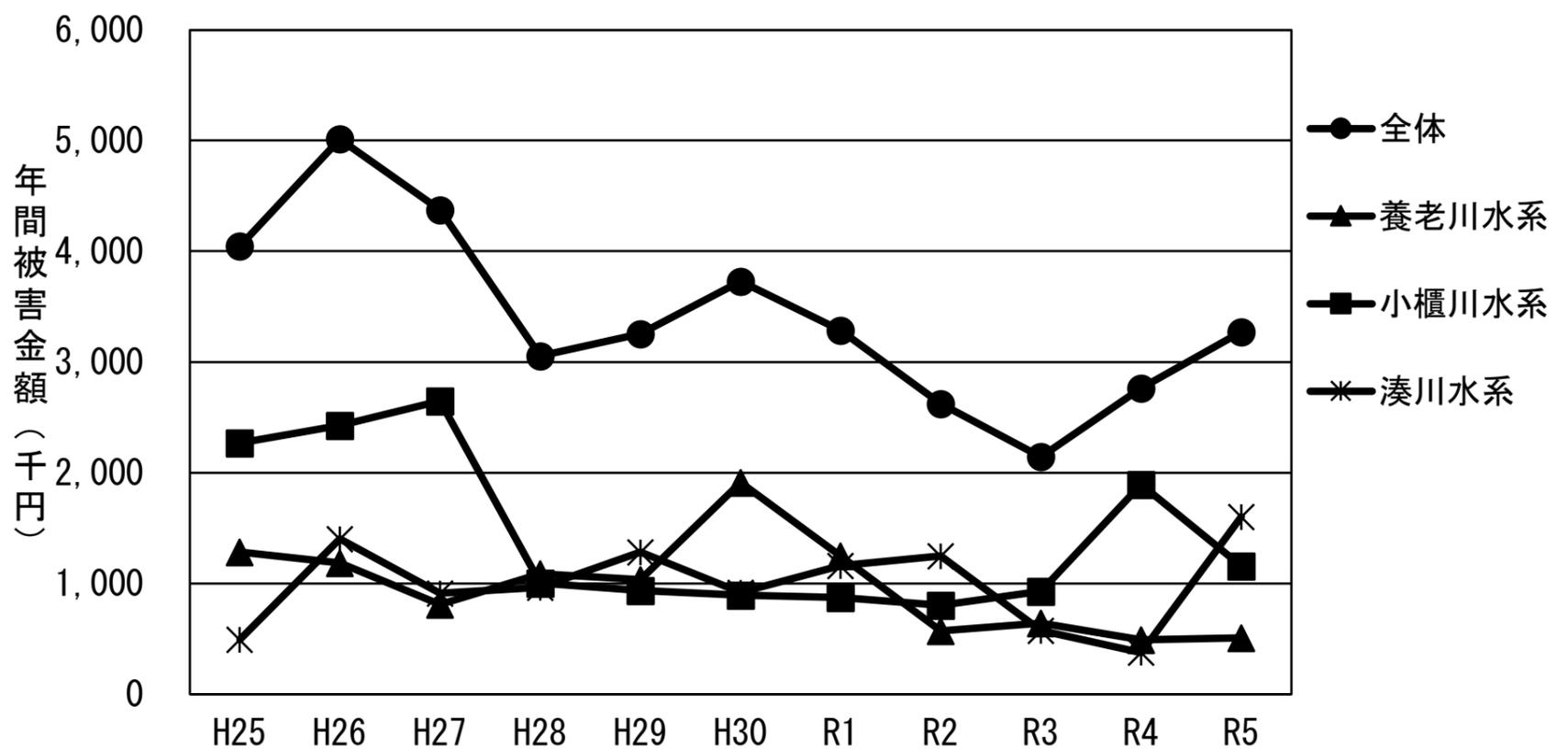
資料：漁業資源課調べ

④ うなぎ稚魚採捕数量の推移

| 年度 | 許可件数 | | | 採捕量 (kg) | 金額 (百万円) | 価格(千円/kg) | | 全国 順位 |
|----|-------|-------|------------------|-------------|-------------|-----------|-------|----------|
| | 海面 | 内水面 | 計 | | | 最高値 | 最安値 | |
| R3 | 1,185 | 1,342 | 2,527 (1,362) | 853 | 1,656 | 2,100 | 1,500 | 2位 |
| R4 | 1,183 | 1,331 | 2,514 (1,352) | 848 | 1,870 | 2,500 | 1,500 | 1位 |
| R5 | 1,334 | | | 657 | 1,424 | 2,400 | 1,900 | 3位 |

資料：漁業資源課調べ

⑤ カワウ被害額の推移



資料：千葉県調べ

<課題>

- ・内水面漁業者の減少、高齢化
- ・漁場環境の変化
- ・外来魚やカワウなどの害敵生物被害
- ・遊漁者の減少

(2) 県の取組

①資源回復と漁業振興

- 有用水産資源の維持・増大対策
 - ・漁協が行う種苗放流事業への支援（淡水魚かい類種苗放流事業）
 - ・人工産卵床設置に対する技術支援
- 害敵生物の防除活動等の対策
 - ・カワウの追い払いへの支援、ドローンを用いた被害対策技術の導入・普及
 - ・外来魚の駆除への支援
- 放射性物質に係る対策
 - ・モニタリングの継続

※平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故において放出された放射性物質の影響により、平成24年から国の出荷制限指示等による食用魚の出荷自粛を余儀なくされていましたが、その後、国の基準値を安定して下回っていることが確認されたことから、令和6年10月に制限が解除されました。これにより県産水産物の出荷制限等の対象品目は全て無くなりました。

県としては、引き続きモニタリングを行いながら、漁協が取り組むコイの産卵場の造成やウナギの種苗放流などへの支援を強化してまいります（詳細は別添2）

②遊漁振興

- 病気に強く活力の高いアユ種苗の開発
- ワカサギの小櫃川における夏季の大量へい死の原因究明

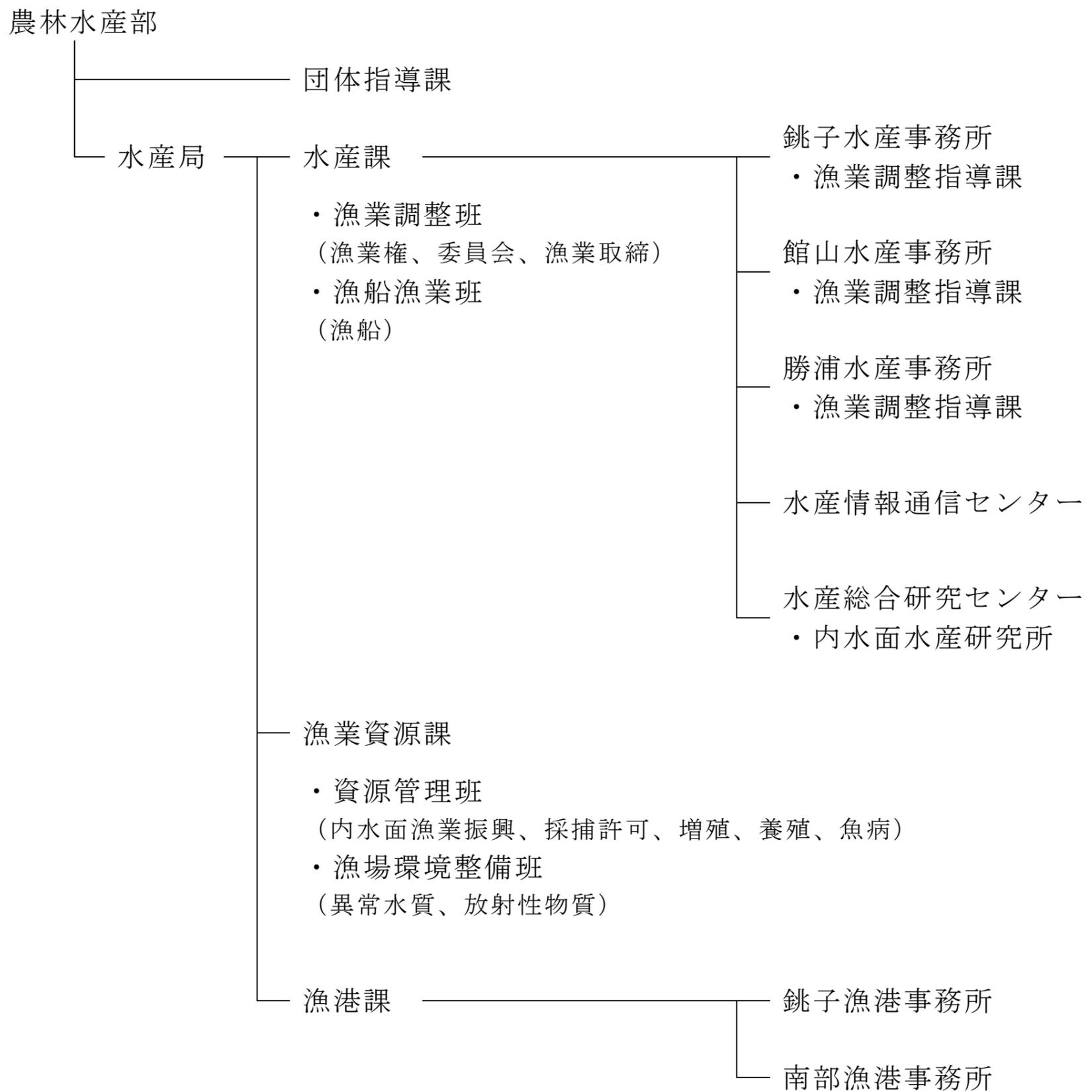
③養殖業の推進

- ホンモロコ養殖への支援
 - ・養殖用種卵の有償配布
 - ・新規参入者や意欲的な生産者への技術支援（ホンモロコ養殖マニュアル作成）
 - ・需要拡大・知名度向上への支援
- アオノリ養殖への支援
 - ・アオノリ養殖研究会を組織し、漁業者と連携した漁場の環境調査等実施
 - ・河川の特성에応じた生産技術の検討（陸上採苗試験など）
- 輸出振興
 - ・輸出錦鯉の衛生証明書発行

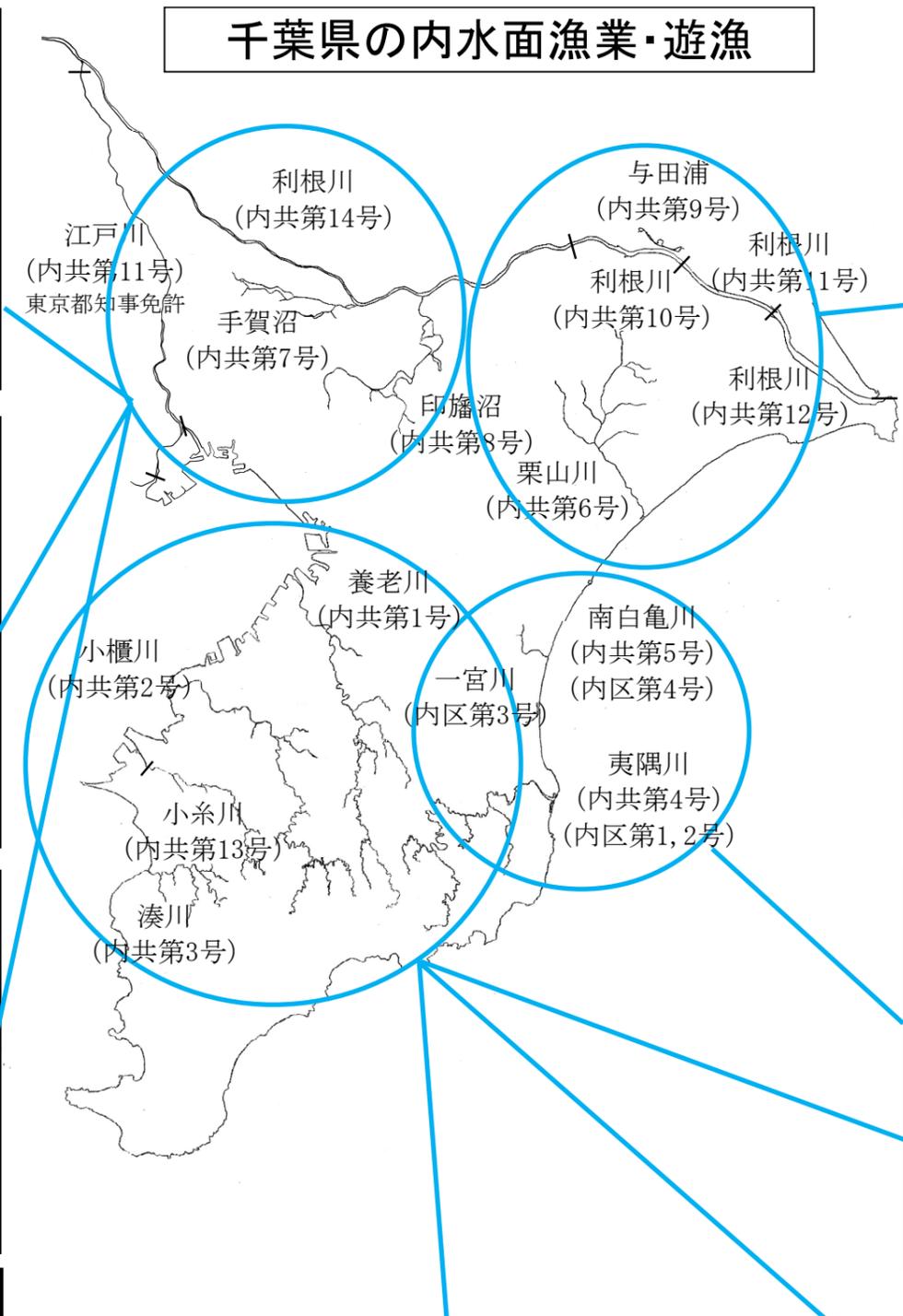
④多面的機能の発揮

- 漁場環境の維持
 - ・河川や湖沼の清掃活動（川底の牡蠣殻除去、護岸の草刈りなど）への支援
- 自然体験活動等の学習の場の提供
 - ・学校等と連携し、種苗放流を実施

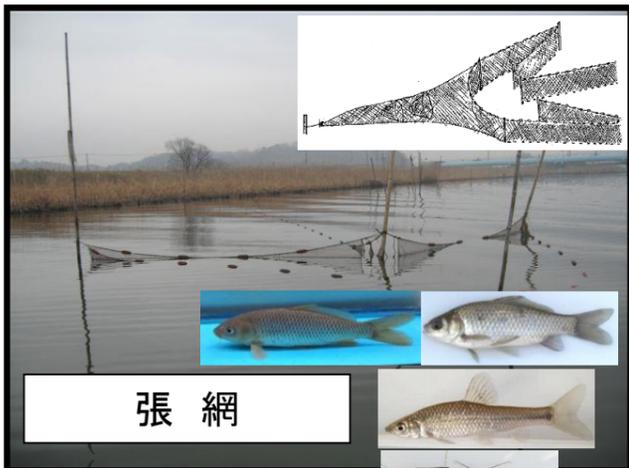
(参考) 千葉県の水産関係組織について



千葉県の内水面漁業・遊漁



ひき網



張網



ボサ網



しじみ腰巻



ヘラブナ釣り



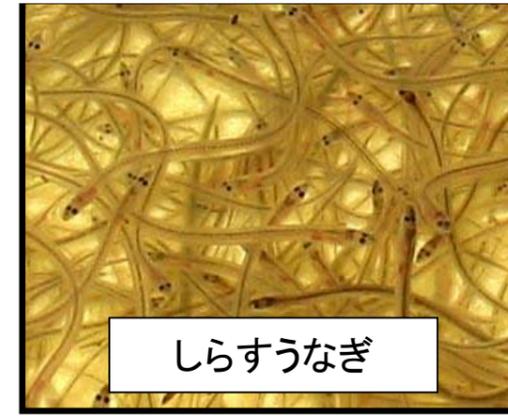
ワカサギ釣り



アユ釣り



うなぎ鎌



しらすうなぎ



ホンモロコ養殖



あおのり養殖



東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による水産物（内水面）への影響

1 経緯・経過

(1) 手賀沼

ア 出荷制限

| 品目 | 放射性セシウム 検出量 Bq/kg | 指示月日 国→県 | 解除月日 国→県 | 備考 |
|------|-------------------------|-------------|-------------|--------------------------------------------|
| ギンブナ | 240 | H24. 7. 19 | R6. 10. 25 | 手賀沼及びこれに流入する河川 (支流を含む。)、手賀川(支流を 含む。) |
| コイ | 220 | H25. 7. 3 | R6. 10. 25 | |

イ 出荷自粛

| 品目 | 放射性セシウム 検出量 Bq/kg | 要請月日 県→市町村等 | 解除月日 県→市町村等 | 備考 |
|-----|-------------------------|----------------|----------------|----|
| モツゴ | 171 | H24. 3. 12 | R6. 10. 25 | |

(2) 利根川

ア 出荷制限

| 品目 | 放射性セシウム 検出量 Bq/kg | 指示月日 国→県 | 解除月日 国→県 | 備考 |
|-----|-------------------------|-------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ウナギ | 140 | H25. 11. 12 | R5. 3. 8 | 利根川のうち境大橋の下流(支流 を含む。ただし、印旛排水機場及 び印旛水門の上流、両総用水第一 揚水機場の下流、八筋川、与田浦 並びに与田浦川を除く。) |

イ 出荷自粛

| 品目 | 放射性セシウム 検出量 Bq/kg | 要請月日 県→市町村等 | 解除月日 県→市町村等 | 備考 |
|------|-------------------------|----------------|----------------|----|
| ギンブナ | 110 | H24. 4. 25 | H27. 8. 11 | |

(3) 江戸川

ア 出荷自粛

| 品目 | 放射性セシウム 検出量 Bq/kg | 要請月日 県→市町村等 | 解除月日 県→市町村等 | 備考 |
|-----|-------------------------|----------------|----------------|----|
| ウナギ | 140 | H25. 6. 7 | H28. 1. 14 | |

【参考】

出荷制限：原子力災害対策本部が、基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とし、出荷を認めず流通させないようにする措置。

出荷自粛：基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがないと確認された場合、地方自治体が、当該地域・品目を対象とし、出荷しないよう要請し、流通させないようにする措置。